

国土建第269-1号
国土建整第155-1号
平成24年2月17日

岩手県主管部局長 殿
宮城県主管部局長 殿
福島県主管部局長 殿
仙台市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

東日本大震災の被災地域における賃金等の急激な変動に伴う
請負代金額の変更等について

今般、東日本大震災において特に被災の大きい三県（岩手県、宮城県及び福島県）における賃金等の急激な変動に対処するため、国土交通省発注の工事に関して、工事請負契約書第25条第6項（いわゆるインフレ条項）の規定の運用について、平成24年2月17日付けで、別添のとおり国土交通省東北・北陸地方整備局及び東京航空局あてに通知しましたので、お知らせします。

貴県（市）におかれましては、別添を参考として、工事請負契約書におけるインフレ条項を的確に運用していただくようお願いします。

（県あて通知のみに記載）

また、各県におかれましては、貴県内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、上記について周知徹底をお願いします。